

## 五所川原市指定管理者 審査基準（記載要領）

本要領は、五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第4条第1項の規定及び指定管理者制度運用に関する基本方針（平成20年五所川原市行政改革推進本部策定）に基づき、指定管理者選定のための手続き、審査基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1. 審査書類の收受

指定管理者の公募、任意指定を問わず、指定管理者募集要項（又は申請要項）、指定管理業務基準書に基づき指定管理者候補者から提出された書類に基づき、当該候補者団体の審査を行う。

なお、指定管理者募集要項に基づく標準的な提出書類は、次のとおりである。

- (1) 指定管理者の指定に係る申請書（募集要項 様式第1号）
- (2) グループ構成員表（募集要項 様式第2号） ※グループ申請の場合
- (3) 指定期間に係る会計年度ごとの収支予算、具体的な管理運営計画及び各施設の特性に配慮した具体的管理運営計画
- (4) 法人にあつては定款、その他の団体にあつては定款に準ずる書面
- (5) 法人にあつては登記簿謄本、その他の団体にあつては登記簿謄本に準ずる書面
- (6) 直近過去3会計年度の財務状況を証する書面（財務諸表、収支決算書等）  
※団体全体としての財務状況を証する書面だけではなく、より厳密な財務状況の判断ができるよう、各事業会計の財務状況を証する書面についても提出を求めることが望ましい。
- (7) 直近過去3会計年度内に行った施設管理事業の実績を証する書面
- (8) 法人にあつては役員全員、その他の団体にあつては団体を代表する者が、次のいずれにも該当しない者であることを宣誓する書面
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産手続開始の決定を受け、復権を得ていない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
  - エ 法人にあつては役員、その他の団体にあつては団体を代表する者が、法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を取り消された日に当該法人又はその他の団体の役員若しくは団体を代表する地位にあり、かつ、当該取消日から2年を経過してしない者に該当しない者であることを宣誓する書面
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の構成員及びその利益となる活動を行う者

### 2. 指定管理者選定会議による審査

上記審査書類の收受後、施設所管部局の長は、指定管理者候補者の審査のため、担当課等の長その他職員による指定管理者選定会議を開催する。

指定管理者選定会議の審査の流れは、次のとおりとする。

- (1) 「指定管理者候補者 採点表」の記載

施設所管部局の長は、施設ごとに指定管理者選定会議に参加する職員を指定し、別紙1「指定管理者候補者 採点表」の内容欄（審査基準項目の着眼点）を協議、確定した後、收受した審査書類に基づき、各職員に当該採点表による採点を行わせる。

注1： 別紙1「指定管理者候補者 採点表」の内容欄には、審査基準の項目の着眼点が記載されておりますが、あくまで着眼例です。施設の特性を鑑み、担当部署において着眼点を検討し、及び記載し、並びにこれに基づき採点を行ってください。

注2： 施設所管部局の長が指定する職員は、施設所管課の課長、室長、課長補佐、係長、係員などが想定されます。

## (2)「指定管理者 審査基準配点表」

別紙2「指定管理者 審査基準配点表」は、選定基準の項目に対する配点表であり、別紙3「指定管理者候補者 得点計算表」による指定管理者候補者の総合得点集計の算定根拠となるものである。

なお、内容欄については別紙1「指定管理者候補者 採点表」と同様であり、別紙1で記載した内容（着眼点）を本様式でも記載する。

注： 選定基準の項目の配点は、固定値です。施設ごとに配点を変更しないようにしてください。

## (3)「〇〇施設 指定管理者候補者 得点計算表」の記載

別紙3「〇〇施設 指定管理者候補者 得点計算表」は、別紙1「指定管理者候補者 採点表」による各採点者の採点結果集計表であるとともに、指定管理者選考委員会への上申又は報告書類となり、総合得点の結果により、指定管理者候補者が最終決定（又は最終確認）されることとなる。

本様式の記載にあたっては、様式中「〇〇施設」を施設名称に改めるとともに、別紙1「指定管理者候補者 採点表」による採点結果を本表に転記することで、計算式により「各項目平均得点」「選定基準項目別得点」「総合得点」が表示されることとなる。

なお、選定区分において公募の場合は全て、任意指名の場合は、総合得点が著しく低い場合（総合得点60点以下）や事業計画に疑義がある場合には、指定管理者選考委員会において指定管理者候補者の審査を行うこととする。（前述以外の任意指名の指定管理者候補者の場合は、指定管理者選考委員会への報告のみとなる。）

よって、「選定区分」欄では公募、任意指名のいずれかを、「任意指名である場合の指定管理者選考委員会への報告」欄では、報告のみか又は選考委員会での協議を要するかのいずれかを、それぞれ丸囲いする。なお、要協議とした場合は、当該理由も簡潔に記載することとする。

注1： 採点者の人数に制限はありませんが、別紙3様式に入力されている数式は、採点者を部長以下5人で想定しております。人数に増減がある場合は数式の修正をお願いします。

注2： 「各項目平均得点」「選定基準項目別得点」「総合得点」の計算式は、次のとおりです。

- 各項目平均得点＝審査基準の項目、採点者の5段階評価（非常に良い5点、良い4点、普通3点、あまり良くない2点、良くない1点）の平均点
- 選定基準項目別得点＝（審査基準の項目の平均点の合計点／（審査基準の項目数×5点））×選定基準の項目の配点
- 総合得点＝選定基準項目別得点の合計

### 3. 総務課への提出書類

総務課に対し、前述の審査書類各種、別紙2「指定管理者 審査基準配点表」及び別紙3「〇〇施設 指定管理者候補者 得点計算表」を電子データにて提出する。

このうち、指定管理者選定委員会に協議を要する施設については、審査書類、別紙2及び別紙3を総務課より委員会に提出し、報告のみとなる任意指名施設については、別紙2及び別紙3のみ同委員会に提出することとなる。

ただし、同委員会の審査においては、協議施設はもちろんのこと、報告施設についても施設所管部局より点数配分の報告を依頼することとなるため、担当部署においては予め準備を要する。